

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年9月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800023 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800013 号

第 1 結論

昭和 63 年*月から平成元年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 43 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 63 年*月から平成元年 9 月まで

私の国民年金については、いつかは分からないが母親が A 町役場で加入手続を行ってくれた。私は、当時、保険料を納付する余裕がなく、しばらく未納となっていたが、何度も督促状が届くので、母親がまとめて納付してくれたと聞いている。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は*か月と比較的短期間であり、請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はない。

また、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 2 月又は同年 3 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 63 年*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、平成元年 1 月から同年 9 月までの保険料は過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は、加入手続の記憶はなく、保険料の納付時期、納付場所及び納付対象期間について、当時の記憶は必ずしも明確ではないことから、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和 63 年*月から同年 12 月までの保険料については、上述の加入手続時期（平成 3 年 2 月又は同年 3 月頃）を基準とすると、既に 2 年

の時効が成立しており、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、平成元年1月から同年9月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、上述のとおり、保険料納付状況の詳細は不明であり、母親から具体的な陳述を得ることができないことから、母親が請求期間のうち、平成元年1月から同年9月までの保険料を過年度保険料として納付していたとする事情を導き出すことができない。

加えて、請求者の保険料を納付していたとする母親は、請求者に係る保険料について、何回か督促状が来て、まとめて納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間直後の平成元年10月から平成2年3月までの保険料は平成3年10月に、平成2年4月から平成3年3月までの保険料は平成3年7月に、それぞれ過年度保険料としてまとめて納付されていることが確認できる。このため、母親は、請求期間後のまとめて納付されている保険料について、それが請求期間の保険料の納付であったと取り違えている可能性も否定できない。

このほか、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800025 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800014 号

第 1 結論

昭和 38 年 6 月の請求期間及び昭和 38 年 8 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 15 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 38 年 6 月

② 昭和 38 年 8 月から昭和 47 年 3 月まで

私は、会社を辞めた後については、国民年金に加入して保険料を納付しなければならなかったが、結婚前の時期は仕事の修行をしていたので保険料は納付していなかった。昭和 41 年 4 月に結婚し、妻は既に国民年金に加入して保険料を納付していたこともあり、妻から納付するように勧められ、保険料を納付するようになった。私の保険料は婦人会が集金に来ていたが、昭和 47 年 4 月以降しか納付したこととされていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者に係る国民年金の加入状況について、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿、A 市の国民年金被保険者名簿及び請求者から提出された請求者の国民年金手帳によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理が 2 回行われていたことが確認できる。

1 回目は、昭和 40 年 3 月頃に国民年金手帳記号番号（以下「1 回目の手帳記号番号」という。）が払い出され、その際に、昭和 38 年 9 月までの期間について遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われている。

2 回目は、昭和 47 年 3 月頃に国民年金手帳記号番号（以下「2 回目の手帳記号番号」という。）が払い出され、その際に、昭和 36 年 4 月までの期間（後に昭和 38 年 6 月に訂正）について遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われている。

また、請求者に係る保険料納付状況について、オンライン記録及び A 市の国

民年金被保険者名簿によると、請求者に関しては、前述の国民年金手帳記号番号のうち、2回目の手帳記号番号を用いて、昭和47年4月以降の保険料が納付済みとされている。これに対し、請求者は、昭和41年4月の結婚（届出は昭和41年5月）後に保険料の納付を開始しているはずであるとして、年金記録の訂正請求を行っている。

- 2 請求者は、請求期間①及び②を除く国民年金の加入期間において保険料の未納はなく、オンライン記録及び請求者から提出された妻の国民年金手帳によると、請求期間②のうち、妻に係る婚姻後の期間の保険料は、いずれも請求者及びその妻の居住地であるA市において、現年度保険料として納付されていることが確認できることから、請求者及びその妻は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、前述の1回目の手帳記号番号を用いることにより、請求期間①及び②の大半の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として、2回目の手帳記号番号を用いることにより、請求期間②のうち、昭和45年1月から昭和47年3月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であったこととなる。

さらに、請求者は、自身の保険料については、婦人会が集金に来ていた旨陳述しているところ、A市の広報誌によると、同市では、任意の団体（町内会、婦人会、同業者団体等）が組織的に保険料を集金する、いわゆる納付組織による保険料徴収が行われていた旨の記載が確認でき、請求者の主張する納付方法は、当時の同市の取り扱いとも一致している。

- 3 しかしながら、1回目の手帳記号番号に関して、請求者は、当該手帳記号番号が払い出されるに至った契機となる国民年金の加入手続について、手続をした時期、場所、方法等の具体的な記憶は必ずしも明確ではなく、当該手帳記号番号が払い出されるに至った経緯の詳細は不明である。

また、請求期間①及び②当時における保険料納付方法は、原則として国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったところ、請求者は、2回目の手帳記号番号に係る国民年金手帳は所持しているが、1回目の手帳記号番号に係る国民年金手帳は所持していない旨陳述していることから、1回目の手帳記号番号に関する保険料納付状況の詳細をうかがい知ることができない。

さらに、1回目の手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳を見ると、当該手帳記号番号については、理由等の記載までではないものの、昭和44年7月1日付けで消除された旨の記載があり、これ以降は、当該手帳記号番号を用いて、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、上述の国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録（納付記録）を見ると、1回目の手帳記号番号が消除されるまでの期間の保険料については、現年度保険料若しくは過年度保険料として納付、請求者に対して還付、又は他の手帳記号番号に係る記録に充当された記載はなく、手帳記号番号の消除とともに、誤って保険料の納付記録が消除されてしまうといった過誤は生じていない。

このほか、1回目の手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①及び②の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

- 4 次に、2回目の手帳記号番号に関して、前述のとおり、当該手帳記号番号が払い出された時期は、請求期間①及び②の終期に当たる昭和47年3月頃であり、請求者は、請求期間①及び②の大半の保険料を、当該手帳記号番号を用いて現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

また、2回目の手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、請求期間①及び請求期間②のうち昭和38年8月から昭和44年12月までの期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述のとおり、2回目の手帳記号番号を用いることにより、請求期間②のうち、昭和45年1月から昭和47年3月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、保険料を遡って納付した記憶まではない旨陳述しているため、当該期間の保険料について、遡って納付されていたと推認する事情は見いだせない。

加えて、2回目の手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①及び②の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

- 5 前記のほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、前述の2つの国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②に係る別の国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

また、妻に係る請求期間②のうち、婚姻後の期間の保険料は、いずれも現年度保険料として納付されているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び妻の国民年金手帳によると、妻については、婚姻前の昭和38年12月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、以後、同一の手帳記号番号を引き続き用いて保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、前述のとおり、1回目の手帳記号番号は削除されており、2回目の手帳記号番号は請求期間②の終期に払い出されているため、妻とは状況が異なり、妻に係る保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたと類推することは困難である。

さらに、請求者及びその妻に係る請求期間②直後の保険料納付状況を見ると、同一の納付対象期間の保険料が同一の年月日に納付されていること、及び請求者は、妻に勧められて保険料の納付を開始した旨陳述していることを勘案すると、請求者は、請求期間②後の夫婦同一年月日に納付されている保険料の納付について、それが請求期間②のうち、婚姻後の期間の保険料の納付であったと取り違えている可能性も否定できない。

加えて、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 6 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800047 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800015 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 10 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、交通事故のケガの治療に専念するため、昭和 55 年 4 月に勤務していた会社を退職し、A 市 B 区役所で、すぐに国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい旨、訂正請求（1 回目）を行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする平成 27 年 7 月 28 日付けの通知を受け取った。

しかし、私が請求期間の保険料を納付しているのは間違いなく、口座振替で保険料を納付したと思う。再度、訂正請求（2 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の 1 回目の訂正請求については、請求者は、昭和 55 年 4 月に勤務していた会社を退職して、すぐに国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたとしているものの、i) 請求期間に係る国民年金の加入手続に関しては、国民年金被保険者台帳における事務処理時期（昭和 57 年 10 月頃）の記載及び請求期間直後の昭和 57 年度の保険料について、免除申請（後に追納）が行われていたことを踏まえると、請求期間後の昭和 57 年 5 月から同年 7 月までの間に初めて行われたものと推察されること、ii) A 市は、同市の国民年金保険料検認状況一覧票（昭和 57 年度）及び国民年金被保険者名簿における記録状況から、請求者の加入手続は請求期間に係る年度（昭和 55 年度及び昭和 56 年度）中には行われなかったものと思われる旨の回答をしていること、iii) 請求期間の保険料については、前述の加入手続が行われたと推察される昭和 57 年 5 月から同年 7 月までの間において、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、請求者は、請求期間の保険料を遡って納付したことはないとしていることなどから、既に平成 27 年 7 月 28 日付けで、訂正をしな

い旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間の保険料を口座振替で納付したとして、1回目の訂正請求から請求内容の一部を変更して、2回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金保険料検認状況一覧票及び納付データ明細表において、口座振替により保険料を納付する手続が行われた形跡は見当たらず、請求期間の保険料が納付されていたとする事情はうかがえないことから、請求者が口座振替で保険料を納付したとする主張については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。